

「2 支援計画」作成のポイント

- ・申請年度の奨学金返還予定額（ア）は、年度途中の申請でも1年分として記載して下さい、また、複数の奨学金を同時に返還している場合は合算して下さい
- ・代理返済等の年間予定額（イ）は申請した月以降の年度内で代理返済等を行う額を記載して下さい（※年度途中に申請する場合は申請以降に代理返済等を行う額）
- ・補助金申請額（ウ）は下記のとおり自動で算出されます。

【補助金額算出の流れ】

従業員の年間返済額（毎月返済額×12か月）に1/2を掛けて補助対象となる額を算出（①）、手当等の年間支給予定額を算出（②）、①と②のうち低い額に対し1/2（認定企業は3/4）をかけた額（③）と上限額9万円（認定企業は13.5万円）を比較し低い額が県の補助金額となります。

（例1）従業員返還額の全額を支援する場合

従業員Aさん：年間返済額24万円（①年間返済額の1/2→12万円）、企業支援24万円（②） → ①12万円と②24万円を比較すると①が低くなるため、①にさらに1/2をかけた6万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると③の方が低くなるため、6万円が県補助額となる。

※認定企業の場合は、①に3/4をかけた9万円（③）と上限額13.5万円を比較し、9万円が県の補助額となる。

従業員Bさん：年間返済額60万円（①年間返済額の1/2→30万円）、企業支援60万円（②） → ①30万円と②60万円を比較すると①が低くなるため、①にさらに1/2をかけた15万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると上限額の方が低くなるため、9万円が県補助額となる。

※認定企業の場合は、①に3/4をかけた22.5万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

（例2）従業員返還額の半額を支援する場合

従業員Cさん：年間返済額36万円（①年間返済額の1/2→18万円）、企業支援18万円（②） → ①18万円と②18万円を比較すると同額のため、18万円にさらに1/2をかけた9万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると同額のため、9万円が県補助額となる。

※認定企業の場合は、18万円に3/4をかけた13.5万円（③）と上限額13.5万円を比較すると同額のため、13.5万円が県の補助額となる。

従業員Dさん：年間返済額48万円（①年間返済額の1/2→24万円）、企業支援24万円（②） → ①24万円と②24万円を比較すると同額のため、24万円にさらに1/2をかけた12万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると上限額の方が低くなるため、9万円が県補助額となる。

※認定企業の場合は、①に3/4をかけた18万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

（例3）従業員返還額の1/3を支援する場合

従業員Eさん：年間返済額24万円（①年間返済額の1/2→12万円）、企業支援8万円（②） → ①12万円と②8万円を比較すると②が低くなるため、②にさらに1/2をかけた4万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると③の方が低くなるため、4万円が県補助額となる。

※認定企業の場合は、②に3/4をかけた6万円（③）と上限額13.5万円を比較し、6万円が県の補助額となる。

従業員Fさん：年間返済額60万円（①年間返済額の1/2→30万円）、企業支援20万円（②） → ①30万円と②20万円を比較すると②が低くなるため、②にさらに1/2をかけた10万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると上限額の方が低くなるため、9万円が県補助額となる。

※認定企業の場合は、①に3/4をかけた15万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

（例4）従業員返還額にかかわらず毎月定額を支援する場合

従業員Gさん（企業負担毎月1万円）：年間返済額24万円（①年間返済額の1/2→12万円）、企業支援12万円（②） → ①12万円と②12万円を比較すると同額のため、12万円にさらに1/2をかけた6万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると③の方が低くなるため、6万円が県補助額となる。

※認定企業の場合は、②に3/4をかけた9万円（③）と上限額13.5万円を比較し、9万円が県の補助額となる。

従業員Hさん（企業負担毎月1.5万円）：年間返済額48万円（①年間返済額の1/2→24万円）、企業支援18万円（②） → ①24万円と②18万円を比較すると②が低くなるため、②にさらに1/2をかけた9万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると同額のため、9万円が県補助額となる。

※認定企業の場合は、②に3/4をかけた13.5万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

従業員Iさん（企業負担毎月2万円）：年間返済額36万円（①年間返済額の1/2→18万円）、企業支援24万円（②） → ①18万円と②24万円を比較すると①が低くなるため、①にさらに1/2をかけた9万円（③）が算出され、③と上限額9万円を比較すると同額のため、9万円が県補助額となる。

※認定企業の場合は、②に3/4をかけた13.5万円（③）と上限額13.5万円を比較し、13.5万円が県の補助額となる。

※年度途中で支援開始する場合の補助額算定方法

<例>

（1）年間返済額18万円（月返済額1.5万円）の従業員に対し、毎月1万円の支援を、

ア）6月から開始した場合、①9万円（18万円×1/2）、②10万円（1万円×6～3月分） → 補助金額 4.5万円（①×1/2） ※認定企業は6.75万円（①×3/4）

イ）12月から開始した場合、①9万円（18万円×1/2）、②4万円（1万円×12～3月分） → 補助金額 2万円（②×1/2） ※認定企業は 3万円（②×3/4）

（2）年間返済額48万円（月返済額4万円）の従業員に対し、毎月半額の支援を、

ウ）6月から開始した場合、①24万円（48万円×1/2）、②20万円（2万円×6～3月分） → 補助金額 9万円（②×1/2>上限9万円） ※認定企業は13.5万円（②×3/4>上限13.5万円）

エ）12月から開始した場合、①24万円（48万円×1/2）、②8万円（2万円×12～3月分） → 補助金額 4万円（②×1/2<上限9万円） ※認定企業は 6万円（②×3/4<上限13.5万円）